# 阿波市奨学金等返還支援事業募 集 要 項

〔令和6年4月〕

# 【 申請受付期間 】

令和6年4月1日(月)から12月20日(金)まで

#### 【 書類提出先 】

阿波市教育委員会学校教育課

( 阿波市役所本庁舎2階 38番窓口 )

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

### 【 問い合わせ先 】

阿波市教育委員会学校教育課

電 話: 0883-36-8741

受付時間 : 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

阿波市では、人材の確保と定住の促進を目的として、市内に住民登録があり現に 居住して働いている方のうち、平成 29 年度以降に奨学金の返還を始めた方に対して 奨学金等の返還を支援しています。

#### 1 対象となる奨学金等

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(無利子・有利子)
- 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- 阿波市奨学金、その他市長が認める奨学金など(例:徳島県奨学金)
- ※ 本人名義で借り入れ、返還を行っているものに限ります。また、教育ローンは 対象外です。

#### 2 助成金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。ただし、国および地方公共団体に勤 務する正規職員の方は対象となりません。

- 阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から5 年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある方
- 就労している方(職種・雇用形態は問いません)
- 高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借り入れた方
- 平成 29 年 4 月 1 日以降に対象となる奨学金等の返還を開始した方で、返還 を遅延なく行っている方
- 市税を滞納していない方
- 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない方

#### 3 助成金の額

- 会社員及び自営業の方 1年度中に返還すべき金額の3分の2(上限10万円)
- 専業農家従事者の方 1年度中に返還すべき金額の全額(上限 20 万円)
- ※ いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。
- ※ 繰上返還や滞納分の返還は「1年度中に返還すべき金額」には含みません。

#### 4 助成金の交付対象期間

- 申請をした月から起算して 60 ヶ月間を限度とします。
- ※ 毎年度、交付申請及び実績報告が必要です。
- ※ 次年度以降の交付については、予算の成立が条件となります。

#### 5 交付申請について

- ◆ 令和 6 年度交付申請受付期間令和 6 年 4 月 1 日(月)から 12 月 20 日(金)まで
- 交付申請書類

次の書類を郵送または持参により提出してください。提出された書類に基づき受給要件等の審査を行います。

審査の結果については、文書でお知らせします。

- 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号)
- 奨学金等の貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明するもの
  - ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金貸与証明書」を 提出してください。

## ・ 奨学金等の返還金額を証明するもの

- ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金返還証明書」を 提出してください。
- ・ 就労していることを証明するもの(就労証明書(様式第2号)など)
  - ※ 就労証明書(様式第2号)と同じ内容が記載されていれば、事業所から交付 される労働条件通知書でもかまいません。
  - ※ 自営業の方は、営業証明書などを提出してください。
- ※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

#### 6 実績報告について

提出

書類

助成金の交付決定を受けた方は、1年度中の奨学金等の返還が終わり次第、 速やかに次の書類を郵送または持参により提出し、実績報告を行ってください。

住民登録などの確認のほか、提出された書類の審査を行います。助成金の交付が適当と認められるときは、金額を確定し、文書でお知らせします。

助成金の交付時期は、翌年4月から5月を予定しています。

※ 期限内に実績報告の無い場合、交付決定を取り消すことがあります。

# 提出書類

- 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号)
- ・ 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど)
- ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)
- 納税証明書(未納が無いことの証明書)
- ※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

#### 7 2年目以降の手続きについて

交付対象期間中、2年目以降も助成金の受給を希望される方は、毎年度、必要 書類を提出して「更新の申請」及び「実績報告」を行う必要があります。

- ※ 各年度とも予算の成立後を条件とし、予算の範囲内での助成金交付となり ますので、各年度の募集要項や広報を御確認ください。
- 更新の申請…毎年4月中
  - 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号)
  - 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)
- 実績報告…1年度中の返還が終わり次第速やかに
  - 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号)
  - 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど)
  - 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)
  - 納税証明書(未納が無いことの証明書)

# 【 参考 】 手続きの流れ (例) 初年度 10月 10日に交付申請し、60ヶ月間受給する場合

年 度	申請時期	申請者	阿波市	対象期間
初年度	10月10日	交付申請	決定通知送付	6 ヶ月
	3 月中	実績報告		
2 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付·助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3 月中	実績報告		
3 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付·助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3 月中	実績報告		
4 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付·助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3 月中	実績報告		
5 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付·助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3 月中	実績報告		
6 年目	4 月中	【更新】交付申請	確定通知送付·助成金交付 【更新】 決定通知送付	
	9 月	交付対象期間の終了		6 ヶ月
	9月末~	実績報告	確定通知送付・助成金交付	
				60ヶ月